

松江市 報道提供資料

令和 6 年 2 月 21 日

件名 建築物防災週間(令和 5 年度春季)の実施について

内容

地震や災害による建築物の被害及び人的被害を防止するため、建築物に関連する防災対策を推進する目的で、建築物防災週間(令和 5 年度春季)が全国において実施されます。

本市においても、実施要領に基づき建築物防災週間を実施するとともに、取り組みの一環として防災査察を行います。

期 間 : 令和 6 年 3 月 1 日(金)から 3 月 7 日(木)まで

場 所 : 市内各所を巡回

防災査察 : 不特定多数が利用するホテル及び旅館の用途の建築物について防災査察を実施する。

査察対象 : なにわ一水(松江市千鳥町 63)

令和 6 年 3 月 1 日(金) 13 時 30 分から

査察体制 : 松江市建築審査課 2 名、松江市消防本部 2 名

※ 取材の際はマスクの着用をお願いいたします

【問い合わせ】

都市整備部 建築審査課 担当 : 中尾 電話 : 0852-55-5347

松江市建築物防災週間（令和5年度春季）実施要領

松江市

1. 目的

毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により、多くの人命や財産が失われている。こうした状況を防ぐため、広く一般市民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努めるとともに、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、防災対策の推進に寄与することを目的として実施するもの。

2. 実施期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月7日（木）まで

3. 事業内容

（1）建築物防災相談所の開設

建築審査課内に建築物防災相談所を開設し、建築物の防災対策等の相談に応じるとともに、防災関連事項について啓発、指導を実施する。

（2）ポスターの掲示

市役所庁舎内の人目に付きやすい場所に掲示する。

（3）懸垂幕の掲示

市役所別館東面外壁に掲示する。

（4）防災査察の実施

期間中に消防本部と密接な連携をとり実施する。

【対象建築物】

建築基準法第12条及び建築基準法施行細則第9条の規定により義務付けられた特定建築物又は消防部局において保安上重要と位置付ける建築物とする。特に、定期報告義務付けの建物で、未報告の物件について優先的に査察を行う。

（5）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

松江市耐震改修促進計画に基づく、住宅の耐震に関する取り組みを行う。

（6）建築物に附属する塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全対策の推進

通学路沿いに設けられた老朽危険ブロック塀の調査結果に基づき、所有者に対してパンフレットの配布及び「ブロック塀等安全確保事業」の補助事業への啓発を行い、事業の推進をはかる。

（7）定期報告の未報告物件への督促

3年毎に1回の定期報告義務付け建物について、未報告となっている物件への督促を行い、適法な状態に維持管理がなされるように指導を行う。

（8）工事現場の危害防止徹底にむけた取組

市内巡回時において工事現場のパトロールを行う。

4. 重点事項

- ①既存建築物に対する適正な維持保全と定期調査報告の徹底
- ②危険ブロック塀の安全対策の推進
- ③工事現場の危害防止徹底に向けた現地査察による指導